

事 務 連 絡
令和 6 年 1 1 月 1 9 日

保育所
家庭的保育事業等 代表者様
認定こども園

川口市子ども部子ども総務課長

土曜日共同保育の運用の変更について（通知）

平素は、本市児童福祉行政にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、過日開催いたしました「教育・保育制度に関する説明会」において説明したとおり、土曜日共同保育の運用について、下記のとおり変更いたしましたので、お知らせします。

また、今回の変更に伴う改正後の実施要綱等を送付させていただきますので、ご確認のうえ、適切に運用していただきますようお願いいたします。

記

1 変更点

- (1) お盆期間に共同保育が可能となったこと。

※お盆期間として共同保育を実施できる期間は、最長で8月13日から8月16日までとなります。

- (2) 共同保育を開始する場合又は既に実施している共同保育の内容を変更する場合は、本市からの事前協議の結果通知後、開始又は変更の届出が必要となったこと。

2 送付資料

- (1) 川口市共同保育実施要綱（様式を含む）
- (2) 共同保育の実施に関するFAQ
- (3) 共同保育に関する事務手続フロー
- (4) 共同保育に関する協定書サンプル

この件に関する問い合わせ先

川口市子ども部子ども総務課
施設認可係
電話：048-271-9457（直通）